

警察本部
警察学校
警察署

項目コード	J 0 2 1 0
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成49年3月6日
担当係	組織・法制係

聴聞等を主宰する警察職員及び弁明を録取する警察職員の指名に関する訓令を次のように定める。

平成6年10月21日

三重県警察本部長 柳澤 昊

聴聞等を主宰する警察職員及び弁明を録取する警察職員の指名に関する訓令

改正 平19県本部訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）が法令の規定に基づいて行う聴聞及び意見の聴取並びに本部長、警察署長及び高速道路交通警察隊長が法令の規定に基づいて行う弁明の機会の付与に関し、これを主宰する警察職員及び弁明を録取する警察職員の指名について、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞を主宰する警察職員)

第2条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）第3条第2項の規定により聴聞を主宰する者に指名される警察職員には、次に掲げる者をもって充てるものとする。ただし、事案の内容が重要又は特異なものについては、この限りでない。

- (1) 聴聞に係る不利益処分に関する事務を所掌する三重県警察本部（以下「県本部」という。）の課長
- (2) 交通聴聞官

第3条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「道交法に基づく意見の聴取等規則」という。）第3条の規定により意見の聴取を主宰する者に指名される警察職員には、次に掲げる者をもって充てるものとする。ただし、事案の内容が重要又は特異なものについては、この限りでない。

- (1) 意見の聴取に係る不利益処分に関する事務を所掌する県本部の課長
 - (2) 交通聴聞官
 - (3) 意見の聴取に係る不利益処分に関する事務を所掌する県本部の課に勤務する警視若しくは警部の階級にある警察官又は同相当職にある事務官
- (弁明を録取する警察職員)

第4条 聴聞等規則第21条第1項及び道交法に基づく意見の聴取等規則第14条第2項の規定により弁明を録取する者に指名される警察職員には、次に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 弁明の機会の付与に係る不利益処分に関する事務を所掌する県本部の課に勤務する警察官
又は事務官
- (2) 弁明の機会の付与に係る不利益処分に関する事務を所掌する警察署の課（係）に勤務する
警察官又は事務官
- (3) 高速道路交通警察隊に勤務する警察官

附 則

この訓令は、平成6年10月21日から施行する。

附 則 〔平成19年3月6日 三重県警察本部訓令第9号〕

(施行期日)

- 1 この訓令は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置) 略